

秋田市庁舎等の建物清掃業務等公募型指名競争入札に係る
期間入札（郵送）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、秋田市財務規則（平成9年規則第37号）（以下「規則」という。）第112条第2項の規定に基づき、庁舎等の建物清掃業務等公募型指名競争入札において郵送により特定の期間に入札書を提出する入札（以下「期間入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 期間入札において、この要領で規定する方法により封入封かんした入札書を持参する場合は、これを郵送で到着したものとみなす。

（対象案件等）

第2条 期間入札の対象となる案件は、庁舎等の建物清掃業務等公募型指名競争入札に係る案件のうち、所管課所室長が決定したものとする。

（入札内容の掲示）

第3条 期間入札の方法により入札を行う場合は、規則第108条第1項各号に規定する事項のほかに、次に掲げる事項を併せて入札公告等に記載するものとする。

(1) 入札書の提出方法

(2) 入札書の到達期限

(3) 入札書の提出先

(4) この要領の規定に反して提出された入札書を無効とする旨

(5) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

(6) 会場入札による再度入札を行う場合の日時および場所

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項第2号について定めがない場合は、規則第112条第3項の規定により開札時刻を到達期限とする。

(入札に係る費用の負担)

第4条 期間入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書の提出方法)

第5条 期間入札の参加者は、入札書および入札公告等において入札時に提出する必要があるとされた内訳書等(以下「入札書等」という。)を、第3条第1項第2号の到達期限までに到達するよう規則第112条第2項の規定に基づき、一般書留又は簡易書留により郵送しなければならない。

2 前項の規定により入札書等を送付する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に契約番号、件名、開札日時および入札参加者名を記載し、入札書等を封入し封かんした上で、郵送用の外封筒により送付するものとする。

3 前項の郵送用の外封筒は、あて名を「秋田市役所総務部契約課」とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称(法人にあっては、法人名)および氏名を記載しなければならない。

4 複数の案件を1つの外封筒に封入し送付する場合は、内封筒は、必ず1案件ごとに作成し封入するものとし、全ての案件の到達期限前に到達するよう送付しなければならない。

5 持参する場合であっても、前3項の規定により入札書を提出するものとする。

(入札書の保管等)

第6条 入札書等が到達したときは、郵送用の外封筒を開封して入札書等を封かんした内封筒を確認し、これを開札日時まで総務部契約課において厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書等は、撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。

2 期間入札においては、入札書の郵送後においても、開札日時までに入

札辞退届を入札執行者に提出した場合に限り入札の辞退を認めるものとする。ただし、この場合において辞退しようとする入札者は、入札辞退届を持参しなければならない（郵送又は電信による提出は認めない）。

3 入札辞退届が提出された場合でも、入札書は返却しない。

4 開札処理後の辞退は理由の如何にかかわらず一切認めない。

（入札回数）

第8条 入札心得（庁舎等の建物清掃業務等公募型指名競争入札）（以下「心得」という。）第12の規定にかかわらず、期間入札に付した場合の入札回数は、1回とする。ただし、第13条に規定する再度入札を行う場合の日時と場所をあらかじめ入札公告等に記載した場合は、この限りでない。

（入札書の無効）

第9条 心得第9各号の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札書を無効とする。

(1) 第5条の規定による提出方法によらない入札

(2) 入札書等が到達期限を過ぎて到着した入札

(3) 内封筒および外封筒に所定の記載がなく、又は誤った記載をした者の入札

(4) 入札書等のうち、同封されていないものがある入札

2 前項の規定により無効とされた入札書は、返却しないものとする。

（開札への立会い）

第10条 入札書の開札は、入札公告等又は指名通知書で指定した日時、場所において、入札書等を提出した入札者の中から抽選された2人の立会人の立会いのもとで行う。

2 立会人に選定された入札者は、入札執行者に委任状を提出することで、代理人に立会人を委任することができる。

3 第1項の規定により選ばれた立会人が、当日やむを得ない事情により立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員が開札に立ち会うこととする。

(開札)

第 1 1 条 開札は、入札公告等に記載した開札日時に行うものとする。

2 第 5 条第 2 項に規定する内封筒を提出した者の数が 2 者に満たないときは、心得第 8 第 2 号の規定により入札の執行を延期もしくは停止、又は中止することができる。

(落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある場合の落札者の決定)

第 1 2 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

2 期間入札においてくじを実施する場合、入札者があらかじめ入札書に記載した 3 桁のアラビア数字で構成される「くじ番号」を、別記に定める所定の計算式に当てはめて算出した結果によって落札者を決定する方法とする。

3 前項の結果により落札者が決定しない場合は、入札執行者が用意したくじを当該入札事務に関係のない職員に引かせるものとする。

(再度入札)

第 1 3 条 1 回目の入札において落札者がいないときは、あらかじめ指定した日時に、会場入札により再度入札を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、再度入札を行う回数は、1 回とする。

3 第 1 項に規定する再度入札に参加できる者は、1 回目の入札において心得第 1 4 に該当した無効の入札を除き、入札をした者とする。

4 再度入札が終了するまでは、開札の結果を公表しないものとする。

(落札者への通知等)

第 1 4 条 落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に口頭又は書面により連絡するとともに、入札結果を、総務部契約課窓口および秋田市ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

(入札の延期等)

第 1 5 条 期間入札において必要があると認めるときは、入札の延期および中止並びに取消しをすることができる。

(異議の申し立て)

第16条 入札参加者は、この要領、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかった場合についても同様とする。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、期間入札の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年12月22日から施行する。